



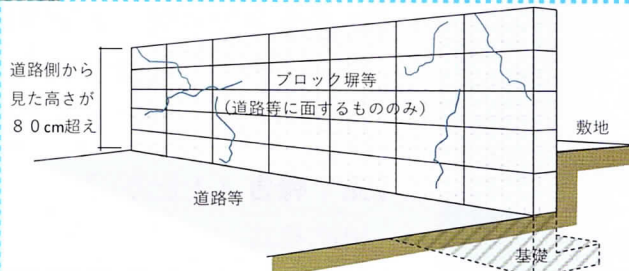
# ブロック塀等の除却・建替えの費用を助成します

地震時のブロック塀等の倒壊による被害の防止と避難経路の確保を目的に、道路等に面する危険なブロック塀等を改善するための助成制度です

## 1. 対象となるブロック塀等

- 道路等(※1)に面し、個人等(※2)が所有するもの
- 道路等の地盤面からの高さが80cmを超えるブロック塀等(※3)で、地震時に倒壊の危険性(※4)があるもの

※1 道路等：建築基準法の道路又は公園・遊歩道などで市長が認めるもの  
 ※2 個人等：個人、マンションの管理組合、通学路に面する法人  
 ※3 ブロック塀等：コンクリートブロック塀（無筋を含む）、石積塀、レンガ積塀、万年塀



※4 倒壊の危険性：以下の項目に1つでも該当

- 1) 塀の高さが2.2m 超え
- 2) 塀の厚さが十分でない
- 3) 控え壁がない
- 4) 基礎がない
- 5) 塀に傾きひび割れがある
- 6) 鉄筋が入っていない
- 7) 人の力でぐらつく

## 2. 助成金を受けられる方

- 対象となるブロック塀等が設置されている土地または建築物を所有する個人（マンションの管理組合、自治会を含む）
- 通学路に面する対象となるブロック塀等が設置されている土地または建築物を所有する法人（資本金または出資金の額が3億円以下かつ従業員が300人以下）

## 3. 助成金の対象となる工事

- 【除却工事】道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さを80cm以下の高さに除却する工事（基礎まで解体する場合を含む）
- 【建替え工事】アルミフェンス等の軽量フェンスを新設する工事で、除却工事を伴うもの

## 4. 助成金の額（上限 30 万円）

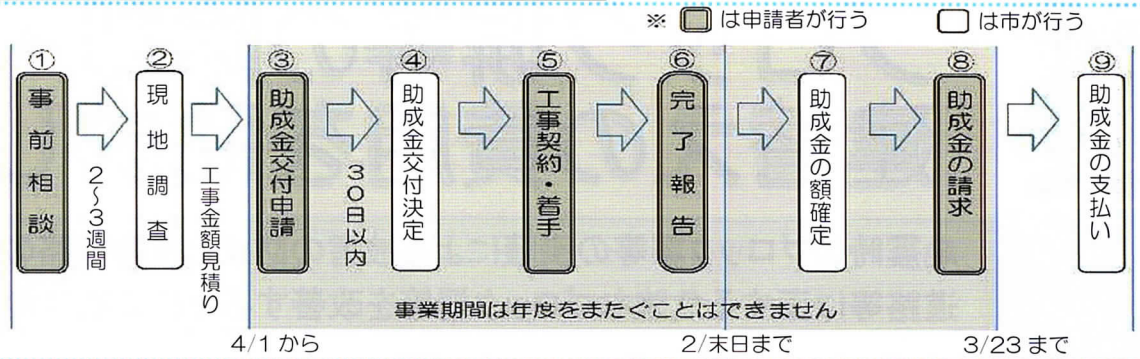
- 次の(1)及び(2)により算出した金額の低い方（限度額 30 万円、千円未満は切捨て）
  - (1) 「除却工事」又は「除却工事+建替え工事」に要した金額の3分の2
  - (2) 下記の表に示す対象工事ごとの施工単価により算出した金額の3分の2

助成対象項目	施工単価（税抜）	
除却工事（除却部分の見付け面積1平方メートル当たり）	基礎撤去無	7,600円
	基礎撤去有	11,700円
建替え工事（フェンス等の設置長さ1メートル当たり）	基礎再利用	26,700円
	基礎新設	36,400円

手続きの流れ・問い合わせについては裏面をご覧ください



## 5. 申請手続きの流れ



### ○申請に必要な書類

注) 下記以外に必要なにも応じて追加の書類を求める場合があります

#### 【助成金交付申請 (上記③)】

市の様式	助成金交付申請書、ブロック塀等の安全性チェックリスト、助成金額の算定書
その他	登記事項証明書等、見積書、現況写真、図面等、

#### 【完了報告 (上記⑥)】

市の様式	完了報告書
その他	現況写真、工事契約書等の写し、工事費の領収書等

## 6. 事前相談と現地調査

○助成金の申請にあたっては、以下の事項を確認するために、必ず事前相談をお願いいたします (事前相談申込書や様式は下記記載のホームページよりダウンロードできます)

- ・対象のブロック塀等及び助成金の申請者が交付要件を満たしているか。
- ・ブロック塀等が所在する現地の状況確認 (立ち会いをお願いします)。

○事前相談は、ブロック塀等の所在する区ごとに以下の場所で受付します

- ・【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】  
北部建設事務所 建築指導課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 6階)
- ・【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】  
南部建設事務所 建築指導課 (中央区下落合 5-7-10 中央区役所別館 2階)

## 7. 関連制度について

○生け垣助成制度について

- ・ブロック塀等の除却に伴い、生け垣を設置したい場合は生け垣の設置費用を助成する「生け垣助成制度」をあわせてご利用いただけます。  
(詳細については：さいたま市公園緑地協会 048-836-5678 南区別所 4-12-10)

○狭あい道路拡幅整備事業について

- ・幅員4m未満の道路に面するブロック塀等を除却する場合には、道路後退が必要になりますので、道路区域となる部分の分筆登記費用を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」をあわせてご利用いただくよう推奨しています。  
(詳細については：北部建設事務所 建築指導課 調査係 048-646-3237  
南部建設事務所 建築指導課 調査係 048-840-6237)

詳しくはホームページをご覧ください

さいたま市 ブロック塀助成

検索



お問い合わせ (ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p063311.html>)

さいたま市 建設局 建築部 建築総務課 : TEL 048-829-1539 FAX 048-829-1982  
 北部建設事務所 建築指導課 : TEL 048-646-3235 FAX 048-646-3268  
 南部建設事務所 建築指導課 : TEL 048-840-6236 FAX 048-840-6267